

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	道路使用許可時間の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>道路使用許可時間が9-17時、20-翌6時と定められており、作業時間が制限されている。そのため、道路使用許可時間外に起こった、もしくは許可時間外に跨ぐ通信障害や輻輳等への緊急な対応や保守作業等について、効率的な実施が困難である。</p> <p>また、昼夜連続して作業ができないことによって工事期間が長期化するため非効率となっており、障害による緊急対応、保守作業輻輳時の効率的な対応が困難となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>道路交通法第76条（禁止）、77条（解除）</p> <p>※各都道府県道路交通規則に倣う</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	道路使用許可時間枠の運用を柔軟化すべき。